

安来市公告

安来農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の案に対して意見のある者は、安来市の住民に限り令和8年9月8日までに意見書を提出することができる。

また、当該計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和8年9月8日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年8月18日

安来市長 田 中 武 夫



1. 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

自 令和8年8月18日

至 令和8年9月8日

2. 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

安来市伯太町東母里580番地

安来市農林水産部 農林振興課

3. 意見書提出の際の留意事項

期間を過ぎての意見書の提出は受付できません。

意見書は日本語記載に限り、電話での意見は受け付けられません。

意見書を提出する者が個人の場合にあつては住所及び氏名を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。

4. 提出された意見書の取扱い

提出された意見書の内容は原則公開しますが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。

意見書に対する個別の回答は行いません。農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。